

令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告に関する  
「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(審議のまとめ)  
の抜粋

**「第3 入試方法」関係**

**2. 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価について**

**(1) 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価の在り方について**

**多面的・総合的な評価に当たっての留意事項**

- また、一般選抜については、大学の規模や設置形態、学部・学科等によっては、志願者数や入試業務の制約から、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」の評価に比重を置き、学力検査や小論文などが中心の評価方法となることも想定されるが、その場合であっても、例えば、希望する志願者には、高等学校での活動・実績を通して身に付けた能力・スキルや経験が大学入学後の学習にどう活かせるか等を簡潔に記載した資料の提出を求めて選抜の一部として活用している事例などがあり、各大学はこのような事例も参考として取り組むことが考えられる。
- 多面的・総合的な評価を行うに当たって、学力の3要素の重み付けをどのように行うかは、各大学のアドミッション・ポリシーや選抜区分によって、志願者のどのような能力を特に重視して評価したいのかにより異なり、また評価方法も様々である。
- なお、各選抜区分の特性については、現行の大学入学者選抜実施要項における整理や表記では分かりにくく、選抜の実態と合っていないとの指摘もあることから、今後「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」において、上述した点に留意しながら、高等学校・大学関係者等による検討がなされることを期待したい。

**(3) 志願者が経済的な条件等に左右されず多面的・総合的な評価の機会を得ることができるような評価の方法等について**

- 多面的・総合的な評価を行うに当たっては、志願者がそれまで取り組んだ活動を通して得られた経験を評価対象とする場合があるが、多様な経験の機会が得られるかどうかについては、志願者の経済的状況や居住地域に左右されるとの指摘があることから、評価をする際には、志願者本人の努力では解決できない要因への配慮が必要である。
- また、このような措置を導入する場合は、その趣旨や方法について社会に対し合理的な説明ができること及び志願者の入学後の教育に必要な学力を確保することが前提として求められる。加えて、入学者選抜の公平性・公正性への配慮の観点から、総合型選抜や学校推薦型選抜の一部として選抜を行うことも考えられる。その際、地域枠や児童養護施設入所者を対象とした選抜などを既に主体的に行っている大学の事例を参考にすることが考えられる。

## 2. 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価について

### (2) 志願者の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することについて

- 個々の生徒の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」について、高等学校が大学に提供できる資料は学校の教育活動に限られるため、学校の教育活動外の個々の活動に取り組んだ過程や成果の詳細については、原則として各大学の求めに応じて、志願者自身が活動報告書、大学入学希望理由書などの志願者本人記載資料やポートフォリオなど各大学が定める方法により、直接大学に提出することが適当である。

## 3. 調査書及びその電子化の在り方について

### (1) 新学習指導要領下での調査書の在り方について

- 調査書は指導要録に基づき作成するという原則や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえると、新高等学校学習指導要領の下での調査書の様式は、平成31年3月に示された新しい高等学校指導要録の参考様式で簡素化された部分はそれに合わせて簡素化するなど、指導要録の様式と整合性をとる方向で見直すことが適切である。

### (3) 調査書の様式の見直しの方向について

- 「各教科・科目等の学習の記録」については、各教科・科目の観点別学習状況の項目を直ちに設けることはせず、今後の高等学校における観点別学習状況の評価の充実の状況、大学における観点別学習状況の活用方法の検討の進展等を見極めつつ、条件が整い次第可能な限り早い段階で調査書に項目を設けることを目指し、引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うこととする。

検討に当たっては、教育委員会、高等学校、大学等が協働して、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用方法等について実証研究に取り組み、その成果を普及していくことなどが考えられる。

- 「総合的な探究の時間の記録」については、指導要録と同様に、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述することとする。
- 「特別活動の記録」については、指導要録と同様に、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとする。
- 「指導上参考となる諸事項」については、指導要録と同様に、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を元に記入することとする。
- 「備考」については、現在、各大学はディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ、志願者が大学の指定する特定の分野(例:保健体育、芸術、家庭、情報等)において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載するよう求めることができるとされているが、大学や学

部ごとに異なる内容を求められるのは相当の負担である、といった意見などが高等学校関係者からあることを踏まえ、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出するよう求めることとする。

- なお、以前から、大学入学者選抜実施要項において、各大学はその希望により、高等学校長に対し以下2点の記載を求めることができるとされているが、今後はこれらの事項は、上述したように、大学や学部ごとに異なる内容を求められるのは相当の負担であるといった高等学校関係者からの意見等を踏まえ、各大学が必要に応じて推薦書等で求めることとし、調査書における以下の取扱いは廃止するものとする。
  - ・「学習成績概評」について、Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、①と標示するよう希望することができる。（この場合に「備考」にその理由を記載させる。）
  - ・「備考」について、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を記載するよう希望することができる。